

# 石油コンビナートにおける 防災・減災対策の推進にご協力願います

三重県 防災対策部 消防・保安課

石油コンビナート区域に係る災害の発生及び拡大防止を図るため、特定事業者の皆様におかれましては、「三重県石油コンビナート等防災計画」の災害予防計画や災害応急対策計画、災害復旧計画で示す措置を講じるなど、引き続き石油コンビナートの防災・減災対策に関する取組を進めていただきますようお願いいたします。

## ○三重県石油コンビナート等防災計画とは

石油コンビナート等防災計画は、特別防災区域（四日市臨海地区）に係る災害の発生及び拡大を防止するため、石油コンビナート等災害防止法の規定に基づき、特定事業者、県、関係市及びその他防災関係機関が実施すべき防災業務とその責任を明確にし、かつ、これら関係機関相互の緊密な連携調整を図るために必要な基本的事項を定めた総合的な計画であり、三重県では、昭和 52 年 3 月に「三重県石油コンビナート等防災計画」（以下、「防災計画」という。）を作成し、毎年同計画の見直しを行っています。

※「防災計画」は以下の語句でインターネット検索すると、ご覧いただけます。

三重県石油コンビナート等防災計画

検索

### 【参考】石油コンビナート等災害防止法とは

石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）（「石災法」という。）は、石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止等に関する基本的事項を定めることにより、同区域に係る災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする法律です。

## ◎災害予防及び災害発生時に特定事業者が講じる措置

防災計画では、事故や自然災害による災害を予防するため、特定事業者の皆様には保管理体制の整備や適切な設備管理、危険物施設等の安全性を確保するための必要な措置を講ずるよう努めることが示されています。

### ○特定事業者が講じる措置の例

#### ▼事故災害予防計画（第 4 章 災害予防計画 第 1 節）で示す措置（抜粋）

- 防災体制の整備
- 場外パイプラインを含む製造施設等の適正な維持管理及び定期的な点検
- 非定常作業時等における危険性評価の実施及び作業手順書等の整備
- 複数災害の同時発生への対応
- 緊急措置に係る規程類の整備
- 避難場所等の確保及び周知徹底 など

▼**自然災害予防計画（第4章 災害予防計画 第2節）で示す措置（抜粋）**

- 製造施設における耐震性能の維持・向上に必要な検討・対策の実施
- 防災施設等における地震による地盤の液状化及び津波による浸水等による影響の検討
- 危険物タンクにおける津波・浸水に伴う滑動可能性の評価、タンクの適正な液面管理等の滑動防止対策や緊急遮断弁の設置等の漏えい防止対策の実施
- 浮き屋根式タンク等における液面管理の徹底
- 津波による漂流物対策
- 風水害対策、高潮対策 など

▼**大規模災害予防計画（第4章 災害予防計画 第3節）で示す措置（抜粋）**

- 大規模災害発生時の影響範囲及び対応等について検討、その検討結果等の防災関係機関への情報提供 など

▼**事故災害応急対策計画（第5章 災害応急対策計画 第3節）で示す措置（抜粋）**

- 発災事業所における防災関係機関への通報、現地連絡室の設置
- 自衛防災組織による防御活動の実施
- 公設消防機関等への受け入れ体制の整備
- 周辺住民への広報活動 など

▼**自然災害応急対策計画（第5章 災害応急対策計画 第4節）で示す措置（抜粋）**

- 地震・津波災害に対する措置
- 従業員等の安全確保
- 観測された地震動に応じた施設の運転停止の措置
- 施設及び導管等の点検を実施 など

上記のほか、防災計画には特定事業者に加え、県、四日市市及び四日市市消防本部などその他防災関係機関が実施すべき防災業務や関係機関相互の緊密な連携調整を図るための必要な事項が記載されています。

**特定事業者の皆様においては、令和6年4月に配布した「三重県石油コンビナート等防災計画（令和6年3月修正）」の内容をご確認いただくとともに、これまでの取組の再点検や同計画で示す特定事業者が講ずる措置について事前に検討・ご対応いただきますようお願いいたします。**

防災計画について、ご質問等がありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

三重県石油コンビナート等防災計画に関する問い合わせ先  
三重県防災対策部消防・保安課予防・保安班  
☎：059-224-2183 MAIL：shobo@pref.mie.lg.jp